(案)

委託契約書(案)

大和高田市(以下「甲」という。)と______(以下「乙」という。)との間に、大和高田市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務(以下「委託業務」という。)について、次の条項により委託契約を締結する。

(契約の要項)

- 第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。
 - (1) 委託業務の名称 大和高田市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務
 - (2) 委託業務の内容 別紙「大和高田市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定 業務委託仕様書」のとおり
 - (3) 委託金額 __________円(うち消費税等______円)
 - (4) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月22日まで
 - (5) 契約保証金 免除

(総 則)

- 第2条 乙は、第1条の委託業務について、乙の責任において、別紙仕様書に基づき成果品等を甲に 提出するものとする。
- 2 乙は、前項の仕様書に定めのない事項については、甲の指示を受けるものとする。

(権利の帰属)

第3条 この契約に係る一切の権利は、甲に帰属する。

(権利義務の譲渡の禁止)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、承継させてはならない。

(再委託の制限)

第5条 乙は、甲の承諾を得ずにこの契約の履行について、全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(業務完了報告書及び検査)

- 第6条 乙は、委託業務を完了したときは、直ちに成果品を添えて、甲に業務完了報告書を提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、受理した日から 10 日以内に業務の完了確認のため、検査を行わなければならない。
- 3 乙は、前項の検査の結果、不合格となり補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再 び検査を受けなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(契約代金の支払)

- 第7条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対し、書面をもって契約代金の支払を請求するものとする。
- 2 甲は、前項による適法な請求書を受理した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に契約代金を支払わなければならない。
- 3 甲は、約定期間内に契約代金を支払わない場合は、期間満了の翌日から支払をする日までの日数に応じ、契約金額に対し、年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災事変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は約定期間に算入せず、かつ遅延利息を支払う日数に算入しないものとする。

(履行遅滞)

第8条 乙は、その責めに帰すべき事由により第1条第4号の期間内に業務を完了しないときは、その期間を経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、契約金額に対し、年2.5パーセントを乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。この場合においては、前条第3項ただし書きの規定を準用する。

(委託業務の遂行)

- 第9条 甲はこの契約の履行について、乙に指示し、又は監督することができるものとし、乙は当該 指示に従わなければならない。
- 2 乙は、委託業務の遂行にあたっては、甲と十分協議するとともに、その承認を得なければならない。

(委託業務実施状況の調査等)

第10条 甲は、必要があると認めたときは、委託業務の実施状況について、乙から報告若しくは資料 の提出を求め、又は、甲の職員に命じてその実施状況を調査させることができる。

(委託業務遂行への協力)

第11条 甲は、乙の委託業務遂行に協力し、必要な書類を提供し、貸与し、又は閲覧させるものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、委託業務の遂行中、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に対して損害を与 えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(成果利用の禁止)

第13条 乙は、この契約に基づく業務の成果を自ら利用し、又は第三者に利用させてはならない。

(秘密の保持)

- 第14条 乙は、この契約の履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用する。

(個人情報保護)

- 第15条 乙は、この契約の履行に当たって個人情報を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び大和高田市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第20号)の趣旨を踏まえ、別紙「個人情報取扱事項」を遵守し、その漏えい、滅失、棄損等の防止その他個人情報等の保護に努めなければならない。
- 2 乙は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

(天災等による期限延長)

第16条 天災事変、その他乙の責めに帰すべきことのできない理由により、第1条第4号の期間内に成果品を完成できないときは、乙は甲に対して遅滞なくその理由を申し出て、期限の延長を求めることができる。この場合、延長期間は甲乙協議して定めるものとする。

(契約の変更)

- 第17条 前条の他、この契約の履行について、やむを得ない理由により契約内容を変更する必要が生じた場合は、あらかじめ甲乙協議して、この契約を変更することができる。
- 2 前項の規定により、契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除)

- 第18条 甲は、乙からの契約の解除の申入れがあった場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると きは、契約を解除することができる。
 - (1) 乙が正当な理由がなくこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないことが明らかになったとき。
 - (2) 乙が契約の締結又は履行につき不正の行為があったとき。
 - (3) 乙が正当な理由がなく契約の履行のため甲が行う監督及び検査等に対し、妨害及び指示に 従わない等の協力義務に反する行為をしたとき。
 - (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人又は支店若しくは営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員(大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団 (暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員 が経営に実質的に参加していると認められるとき。
 - ウ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若し くは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。
 - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められると き。
 - キ 下請契約、購入契約その他の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方が アからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認め られるとき。
 - ク 下請契約等に当たり、アからカまでのいずれかに該当する者と知らずにその相手方として いたことが認められる場合において、甲から当該契約の解除を求められて、これに従わなか ったとき。
 - ケ 契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅 滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、この契約条項に違反したとき。

(違約金)

第19条 前条各号に該当し、契約を解除したときは、甲は、乙に対し、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として徴収するものとする。

(談合等による解除)

- 第20条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。
 - (1) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令)が確定したとき。
 - (2) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。
 - (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の刑法第 198 条の規定による 刑が確定したとき。
- 2 甲は、前項の規定による契約解除をした場合において、乙に損害が生じてもその責めを負わない。

(賠償金)

第21条 前条各号の規定に該当する場合、乙は、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金と して契約金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。当該契約を履行した後も、同 様とする。

(成果品の発表等)

第22条 乙は、この業務について発表し、又は、出版するときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(管轄裁判所)

第23条 この契約に関する訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄 裁判所とする。

(疑義の解決)

第24条 この契約に定める事項その他について疑義が生じたときは、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)、大和高田市会計規則(平成11年規則第59号)及び甲が定めるその他の規程に従うものとし、その他は必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市

大和高田市長 堀 内 大 造

個 人 情 報 取 扱 事 項

(基本的事項)

第 1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するにあたっては、個人 の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第 2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第 3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を 契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第 4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、 滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければ ならない。

(廃棄)

第 5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(秘密の保持)

第 6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第 7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記載された資料等 を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第 8 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務 に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはなら ないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第10 甲は、乙が契約による事務の執行にあたり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れのあることを知ったときは、速やかに 甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様 とする。